

## 学校法人軽井沢風越学園 義務教育学校授業料等減免規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人軽井沢風越学園が設置する義務教育学校である軽井沢風越学園（以下「学園」という。）に在籍する児童・生徒のうち、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対する授業料等減免（以下、「減免」という。）に関する必要事項について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程で授業料等とは、入学金・授業料のことをいう。

### (資格)

第3条 この規程による減免を申請できる者は、学園に在籍または入学を希望している者のうち、次の各号に適合する者とする。

- (1) 別で定める日から児童・生徒およびその保護者が長野県北佐久郡軽井沢町内および別で定める地域に居住している者
- (2) 児童・生徒の生計維持者の前年度の所得が別で定める所得基準額を下回る者。あるいは、児童・生徒の保護者が申し込み時点において生活保護法の被保護者である者。

### (期間)

第4条 減免期間は、1年間とする。

- 2 次年度も減免を継続して希望する者は、次年度に改めて申請し承認を受けなければいけない。

### (減免額)

第5条 減免額は、入学金・授業料の全額とする。

- 2 新しく減免の希望者を募る場合の採択人数は、予算の状況を鑑みて別に定める。

(申請手続き)

第6条 当該年度の減免を希望する者は、所定の「授業料等減免制度申込書」に、次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに学園に提出するものとする。

- (1) 世帯全員分の住民票
- (2) 生計維持者の住民票（別世帯の生計維持者がいる場合）
- (3) 世帯所得を証明する公的所得証明書または生活保護受給証明書

(授業料等減免審査委員会)

第7条 減免の可否を審査するために、学園に授業料等減免審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、理事長が指名する職員および外部専門家により構成する。
- 3 委員会に関する事項は別に定める。

(審査)

第8条 委員会は、減免申請者から提出があった「授業等減免制度申込書」および証憑書類により減免の可否を審査するものとする。

- 2 一世帯からの採択人数は2名までとする。
- 3 委員会は、前2項の審査結果をふまえて理事長に申請し、承認を得るものとする。

(減免決定の通知)

第9条 校長は前条による理事長の承認を受け、減免の可否、減免金額等を申請者に通知する。

(取消)

第10条 減免の決定を受けた者が、次の号のいずれかに該当したとき、校長は委員会の議を経て、減免の決定を取り消すものとする。

- (1) 申請書に虚偽の記載または申告等があったと判明したとき
- (2) 学則第38条により懲戒に処した者

(返還)

第11条 校長は、児童・生徒が前条の規程により減免の決定を取り消されたときには、当該年度に限り、すでに減免した授業料の返還を求めることができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、規則等管理規程の定めによるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、減免の資格や選考基準等に関し必要な事項は、細則に定める。

附則

2020年4月1日 施行

2020年7月1日 改定